



薬生副発 0731 第 2 号
令和元年 7 月 31 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公印省略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるために、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットの他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として医療機関や自治体に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施していますので、ぜひご活用ください。

(別添1) 新聞広告原稿



お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。

お薬は正しく使っていても、副作用の起きる可能性があります。万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だからあなたもぜひ知っておいてください。



医薬品作成販売制度 による 副作用救済制度

(別添2) コンビニ広告原稿

◎教済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。
電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00(月～金)
(祝日・年末年始をのぞく)
Eメール：kyantu@pmda.go.jp

教済制度
相談窓口

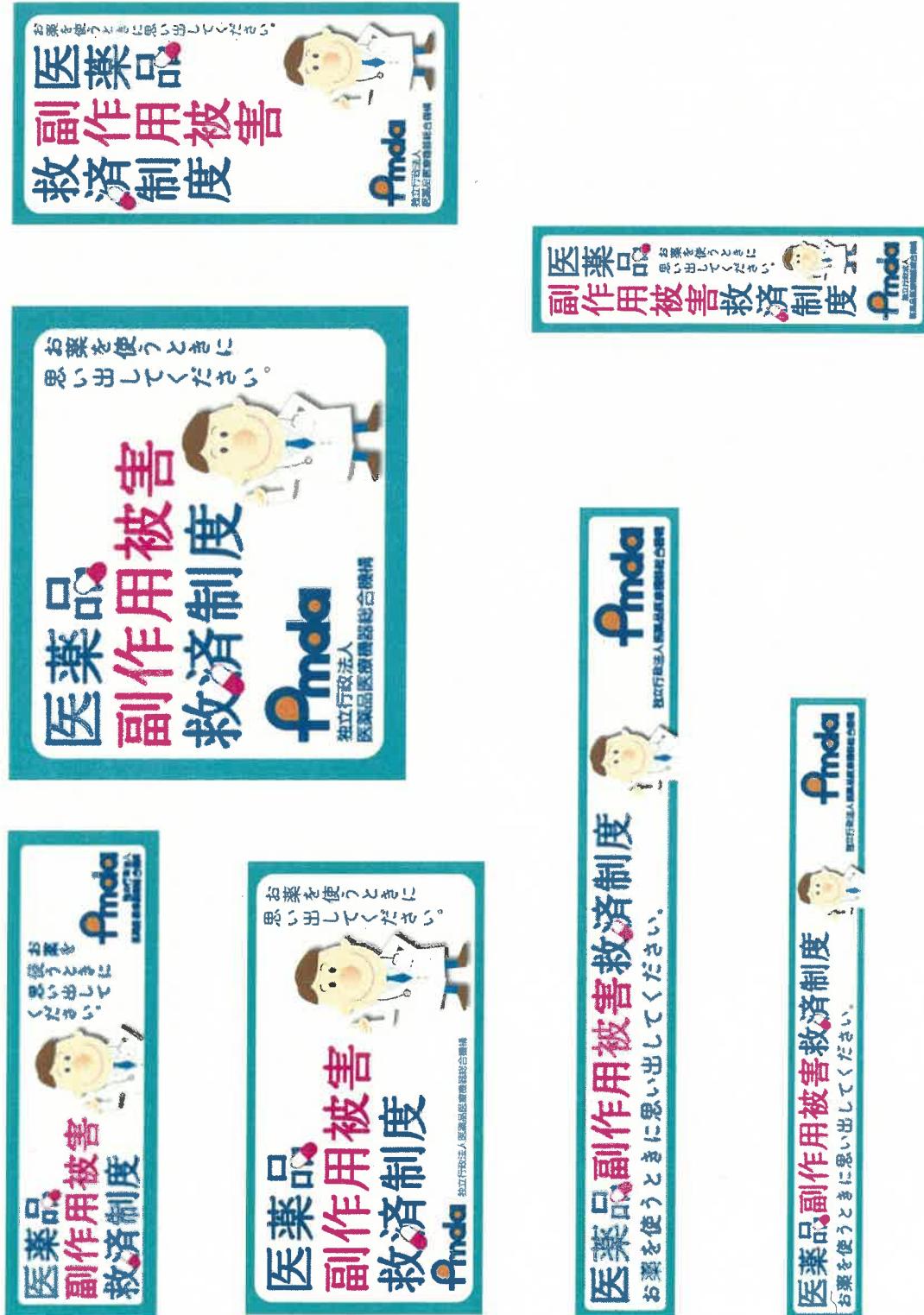
0120-149-931
詳しくは
副作用 救済
または
PMDA

検索



独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(別添3) バナー原稿



「医薬品副作用被害救済制度」は薬の副作用により重篤な健康被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

●医薬品副作用被害救済制度のご説明に
PMDAより講師派遣いたします（出前講座）

全国どこでも！
休日・夜間でも！

講師の派遣については、交通費、謝礼金等は一切 いただいておりません。
医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

【連絡先】PMDA 健康被害救済部企画管理課

◆出前講座に関する連絡先
電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度相談窓口

電話番号：0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間：(月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度及び出前講座の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

[PMDA 出前講座](http://www.pmda.go.jp) → 検索！

<http://www.pmda.go.jp>

